

「地方財政の展望と地方消費税特別委員会」の設置について

背景

地方消費税の充実に関しては、7月の全国知事会議の場等で議論が行われた。

この度決定された平成20年度与党税制改正大綱においては、消費税を含む税体系の抜本的改革に当たって、地方消費税を充実し、税源の偏在性が小さく、税収が安定的な地方税体系を構築していくとの方向性が示されたところである。

知事会としても、新たな検討組織として特別委員会を設けることとするものである。

設置の目的

地方財政の展望と地方消費税特別委員会を設置し、偏在の少ない安定的な地方税制の確立に向け、地方消費税の充実を図るための課題及び対応等についての検討を行い、その実現に向けて的確な対策の実施を推進するものとする。

地方財政の展望と地方消費税特別委員会設置要綱（案）

一 設置目的

全国知事会に「地方財政の展望と地方消費税特別委員会」（以下「委員会」という。）を設置し、偏在の少ない安定的な地方税制の確立に向け、地方消費税の充実を図るための課題及び全国知事会としての対応策等についての検討を行い、その実現に向けて的確な対策の実施を推進するものとする。

二 組織及び構成等

（１）委員会の位置づけ及び委員長の選任等

委員会は、あらかじめ委員会に参加を表明した知事をもって組織する。

委員は、全国知事会長が委嘱する。

委員長は、委員の互選による。

委員長は、会議を主宰し、委員会を代表する。

委員以外の知事は、申し出により委員会に出席し意見を述べることができる。

（２）幹事会の設置等

委員会に幹事会を置くことができる。

幹事は委員都道府県の関係部（局）長等をもってこれに充てる。

この場合、幹事長は委員長都道府県の関係部（局）長等とする。

幹事会には分科会を設置することができる。

分科会長は互選とし、その所管課題にかかる分科会を主宰する。

（３）顧問の設置

有識者の中から、必要に応じ顧問を置くことができる。

三 事務

委員会の事務局の業務は、委員長都道府県、幹事会分科会会長である都道府県及び全国知事会事務局が協力して処理する。

四 その他

（１）委員会の開催は原則として公開によるものとする。

（２）その他、委員会の運営に必要な事項は、委員長が別に定める。

五 施行

この要綱は、平成 年 月 日から施行する。